

山形市立地適正化計画に基づく届出制度について

山形市は立地適正化計画を策定・公表しており、令和3年7月以降、当該計画に定める居住誘導区域、及び都市機能誘導区域の外で一定規模以上の開発行為、並びに建築行為等を行おうとする場合には、都市再生特別措置法の規定により、行為に着手する30日前までに市への届出が必要となります。

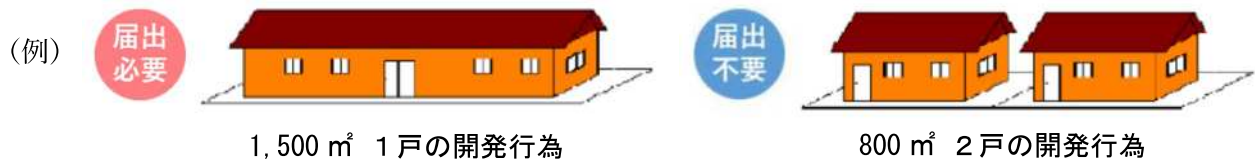
●住宅の開発行為・建築等行為について（都市再生特別措置法第88条関連）

◆ 開発行為

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為を行う場合

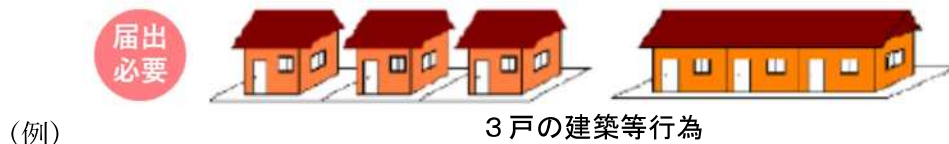


- ② 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの



◆ 建築等行為

- ① 3戸以上の住宅を新築する場合

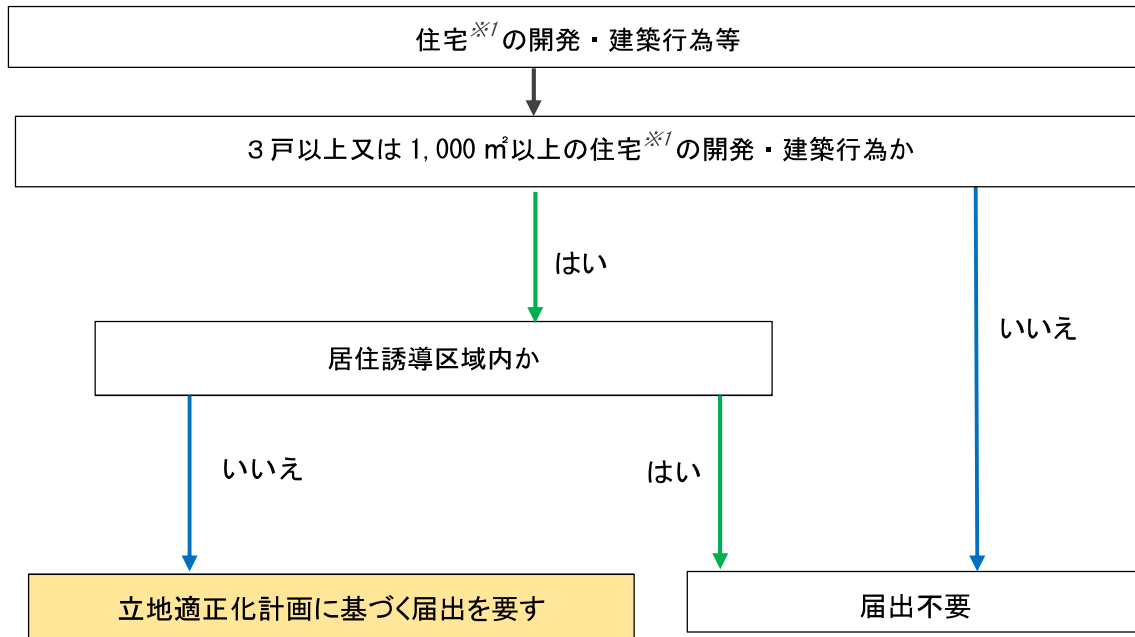


- ② 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

●届出に必要な書類

	届出書	添付図書
開発行為	様式 10	<ul style="list-style-type: none"> ・付近見取図 1/1,000 以上 ・設計図（土地利用計画図等） 1/100 以上 ・その他参考となる図書 （上記図面により確認できない場合、求積図等）
建築等行為	様式 11	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図 1/1,000 以上 ・配置図 1/100 以上 ・立面図（2面以上）及び各階平面図 1/50 以上 ・その他参考となる図書 （上記図面により確認できない場合、求積図等）
行為の変更	様式 12	それぞれの行為時に必要な図書に同じ

●届出の要否



※1 「住宅」とは、一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋及び共同住宅を指します。詳しくは建築基準法における住宅の取り扱いを参考にしてください。

●都市機能誘導区域・居住誘導区域に属する町丁目

誘導区域	誘導区域に属する町丁目
都市機能誘導区域	相生町 五日町 大手町 霞城町 香澄町一丁目～三丁目 木の実町 幸町 桜町 城南町一丁目～二丁目 十日町一丁目～四丁目 七日町一丁目～五丁目 旅籠町一丁目～三丁目 双葉町一丁目 本町一丁目・二丁目 緑町一丁目 六日町 八日町一丁目
居住誘導区域	都市機能誘導区域に属する町丁目 あずま町 上町一丁目～五丁目 籠田一丁目 春日町（裏面に続く） 北山形一丁目・二丁目 清住町一丁目～三丁目 久保田一丁目～三丁目 小姓町 小白川町一丁目・二丁目 肴町 下条町一丁目～四丁目 城西町一丁目～四丁目 城南町三丁目 城北町一丁目・二丁目 末広町 諏訪町一丁目・二丁目 鉄砲町一丁目・二丁目 錦町 東原町一丁目～三丁目 双葉町二丁目 三日町一丁目・二丁目 緑町二丁目～四丁目 宮町一丁目・五丁目 薬師町一丁目・二丁目 八日町二丁目 若葉町 ただし、家屋倒壊等氾濫想定区域を除く。